

あきる野市心身障害者通所授産施設条例に規定する「五日市希望の家」及びあきる野市心身障害者（児）通所訓練施設条例に規定する「ひばり訓練所」については、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項第2号の規定に基づき、引き続きあきる野市社会福祉協議会に管理を行わせる。

理由

「五日市希望の家」は、就業困難な心身障がい者に対して社会的自立を支援する授産指導を行っており、「ひばり訓練所」は、心身障がい者（児）の生活適応訓練等を行っている。

「五日市希望の家」は昭和62年度から、「ひばり訓練所」は平成9年度からその管理運営を社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会（以下「社協」という。）に委託しており、平成18年度からは指定管理者制度により、引き続き、社協が管理している。この間、利用者も施設での生活に慣れ、職員も各利用者の特性を理解し、相互の信頼関係は強固なものになり、保護者からも安心して通わせられるとの評価を得ている。

利用者である障がい者は、自分の環境変化に対して敏感であり、環境変化に順応できないため、施設職員と利用者との信頼関係は非常に重要である。

利用者は、同じ環境の中で施設での生活に慣れ、職員も各利用者の特性を理解し、相互の信頼関係は強固なものとなっており、利用者及び保護者から高い評価を得ている。

五日市希望の家では、指定管理者である社協が主体となって、作業訓練事業として一般家庭から集めた廃品（ダンボール、アルミ缶、新聞紙、雑誌等）回収事業を行い、年間約45万円の収益を得ることにより、施設利用者1人当たり年間約24,000円の工賃を支給することができている。利用者の障害程度は個人によりかなりの差があり、必ずしも全員が同じように就労することはできないが、障がい者にとって工賃収入が得られることは、「働く」意義を養うことで、自立への意識を持たせる大きな効果がある。

また、資源回収は、社協が施設の運営主体であることから、近隣住民の理解、協力及び支援が得られており、地域とのコミュニケーションが図られている。このことは、住民の障害者に対する意識改革及び市民との協働による福祉社会の実現に大きな効果が得られている。

ひばり訓練所においては、重度障がいの利用者が多いこともあり、五日市希望の家のような事業の取り組みは困難な中、社協の事業から生まれた、熟年ボランティアグループがお弁当を作り、会食会の中でカラオケを一緒に楽しむ活動を行っている。また、夏休みには、社協事業の体験ボランティア事業で、市内の中高生や一般市民の方々が、体験実習の中で障がい者とのコミュニケーションを図っている。このような事業ができるのも、社協による提案で始まった事業が、市民の意識に中にも定着し、市民との協働及び福祉社会の実現に大きな実績をあげている。

災害時の職員の協力体制においては、五日市希望の家は五日市出張所内の五日市事務所、ひばり訓練所は秋川ふれあいセンター内に施設を有し、同施設には秋川事務所があることから、災害等において関係職員の協力体制ができている。

以上のことから、利用者の精神的負担を考慮し、利用者の社会参加、市民参加・協働による福祉社会の実現に効果を上げていることから、あきる野市社会福祉協議会を指定管理者とする。

1 指定管理者が行う業務の範囲

平成25年4月1日から心身障害者通所授産施設「五日市希望の家」及び心身障害者（児）通所訓練施設「ひばり訓練所」は、同一事業所として、障害者自立支援法第5条第7項に規定する生活介護施設に移行するため、業務内容については次のとおりとする。

(1) 施設の運営に関すること

ア 障害者自立支援法第5条第7項に規定するサービスに関すること。

イ 社会的自立の促進に必要な指導に関すること。

ウ 集団生活への適応訓練に関すること。

エ その他心身障がい者の福祉の増進に関すること。

(2) 施設の維持管理に関すること。

2 指定管理者の指定期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで（5年間）

3 指定管理者の指定管理料

55,340,000円（指定期間における総額）